



九州電力株式会社
川内原子力発電所第1号機
施設定期検査について

令和元年11月26日
原子力規制庁

1. 施設定期検査について

(1) 施設定期検査(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第43条の3の15など)

- 施設定期検査は、特定重要発電用原子炉施設^{※1}を設置する者が、原子力規制委員会規則で定める時期^{※2}ごとに、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない
- 施設定期検査は、特定重要発電用原子炉施設について、事業者が行う定期事業者検査に立ち会い、又はその記録の確認により実施
- 施設定期検査項目は、法令^{※3}で定めた項目について実施(別紙1参照)
- 施設定期検査は、国の原子力施設検査官が実施

※1: ① 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備

② 蒸気タービン本体(タービン本体、主要弁、復水器及び管)、蒸気タービンの附属設備(熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁)

※2: 現在の発電用原子炉施設は、施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
(このほか十八月、二十四月の規定があるが、適用されている発電用原子炉施設はない。)

※3: 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第47条第1項第1号から第5号

3. 川内原子力発電所第1号機の施設定期検査について



(1) 施設定期検査申請書の受理

- 九州電力株式会社から、令和元年7月27日から令和元年11月1日までの期日において第24回施設定期検査を受けたい旨の申請を、令和元年6月27日に受理

(2) 施設定期検査の実施

- 施設定期検査は、新規制基準で新たに追加になった検査項目を含め九州電力株式会社から申請のあった定期事業者検査項目について令和元年8月27日から令和元年11月1日まで実施(詳細は、別紙2参照)

(3) 施設定期検査終了証

- 川内原子力発電所第1号機に係る施設定期検査を実施した結果、終了と認められることから令和元年11月1日に九州電力株式会社へ終了証を交付